

龍谷大学校友会広島県支部会則

(名称)

第1条 本会は龍谷大学校友会広島県支部と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、広島市中区寺町1-19 本願寺広島別院内に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は、第4条(目的)に賛同し、支部会費を納入する広島県内在住の龍谷大学校友会員をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦をはかり、併せて母校の発展に協力することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会・講演会・懇親会・こう龍かい等の開催
- (2) 会報・会員名簿・機関誌等の出版物の刊行
- (3) 校友会本部及び龍谷大学が行う事業への協力
- (4) その他必要な事業

(役員及び任期)

第6条 本会に次の役員を置き、その任期は2年(任期満了する年の総会日まで)とする。ただし、再任を妨げない。本人より辞任の申し出があれば、その限りではない。欠員が生じた場合は補充し、任期は前任者の在任期間とする。

- (1) 支部長 1名
 - (2) 副支部長 3名
 - (3) 理事 若干名(女子会長も含む)
 - (4) 監事 2名
 - (5) 事務局員 若干名
 - (6) 広島「龍Ron小町」(通称:広島小町)女子会長 1名
- 2 本会には、顧問(相談役)、名誉支部長を置くことができる。任期は終身とする。ただし、本人より辞任の申し出があれば、その限りではない。

(役員を選出)

第7条 支部長は、会員の中から役員会が指名及び選出し、委嘱する。

- 2 副支部長・理事・監事・事務局員は、会員の中から支部長が指名し、委嘱する。ただし、広島「龍Ron小町」(通称:広島小町)女子会長は、女性会員の中から支部長が委嘱する。
- 3 上記役員については、任期満了3か月前までに役員継続有無の意思を確認し、選出又は指名をする。
- 4 顧問(相談役)・名誉支部長は、前条の役員の中から役員会で協議し、選出した後、支部長が委嘱する。
- 5 前条の役員の中には、原則として各学部より同窓生を3名以上含むものとする。

(役員及び各部の任務)

第8条 役員は、次の任務を行う。

- (1) 支部長は、本会を代表し、会務を統括及び執行する。
 - (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故ある時はその職務を代行する。
また、総務部・企画部・広報部の各部長を兼任する。
 - (3) 理事は、会務を掌理する。また、総務部・企画部・広報部の各部に所属し、各部の任務を執行する。
 - (4) 監事は、本会の会計監査の任務を執行する。
 - (5) 事務局員は、庶務全般の任務を執行する。
- 2 総務部・企画部・広報部・広島「龍Ron小町」(通称：広島小町)女子会は、各部と連携し、次の任務を執行する。
- (1) 総務部は、事務局を補佐し、県支部主催の諸行事(総会・異業種交流会&女子会・スポーツ観戦・こう龍かい・その他の行事)等の運営及び業務全般について
 - (2) 企画部は、県支部主催の諸行事(総会・異業種交流会&女子会・スポーツ観戦・こう龍かい・その他の行事など)の企画・立案全般について
 - (3) 広報部は、会員名簿の作成・管理、会報・機関誌の出版、支部HPの作成、県支部主催の諸行事(総会・異業種交流会&女子会・スポーツ観戦・こう龍かい・その他の行事など)の広報活動全般について
 - (4) 広島「龍Ron小町」(通称：広島小町)女子会は企画部に所属し、女子会に関する企画・立案・運営全般について

(総会)

第9条 定期総会は年1回、支部長が招集する。臨時総会は役員会が必要と認めた場合又は会員の3分の2以上の開会要求があった場合、支部長は招集する。議長は支部長が務める。

- 2 本会は最高議決機関とし、出席者の過半数をもって、次の事項について承認及び議決をする。
- (1) 事業報告、決算報告並びに監査報告
 - (2) 事業計画案、予算案
 - (3) 会則の制定及び改廃
 - (4) 役員人事案承認
 - (5) その他必要と認めた事項

(役員会)

第10条 支部長は、必要に応じて役員会を開催し、本会の運営にあたる。
役員会は、第6条の(1)～(5)の役員をもって構成し、第4条・第5条に関する案件や支部長の指名・選出等について協議と委嘱をする。
顧問(相談役)・名誉支部長は、役員会に出席し、助言をすることができる。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、年額1,000円とし、本会員は会費を納入するものとする。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

(会則の制定及び改廃)

第12条 この会則の制定及び改廃は、総会の議決によるものとする。

- 付則 この会則は、平成元(1989)年9月28日から施行する。
- 付則 この会則は、平成21(2009)年3月14日一部改正。
- 付則 この会則は、平成29(2017)年6月17日一部改正。
- 付則 この会則は、令和3(2021)年8月31日一部改正。